

□愛衛協 組合ニュース□

愛衛協 30-2 号
平成 30 年 8 月 8 日

H30年度 一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習

平成 30 年 7 月 27 日（金） 一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習を開催
今年度はごみに加え、し尿についての講義も行われ、ごみ及びし尿の実務
に係る受講証明書が交付されました。

組合員 28 社 36 名 ・ 県 30 市町村 39 名 総勢 75 名
(参加市町村名は次ページに記載)



【講習会の様子】

講師：(公財) 廃棄物・3R 研究財団
調査部長 藤波 博氏

講習会へご参加いただき、ありがとうございました。

一般財団法人日本環境衛生センター様のご厚意で来年度以降も開催予定でございます。

毎年 7 月の第 4 金曜日は「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」の恒例化を目指しますので、組合員の皆様にはご参加いただきますよう、お願い致します。

出席いただいた市町村様

名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	豊川市	碧南市
刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	江南市
稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	豊明市
田原市	愛西市	清須市	弥富市	豊山町	大口町
扶桑町	飛島村	美浜町	幸田町	設楽町	愛知県

総勢 39名



愛衛協主催 今後の講習会日程

日程		開始時間	場所	講演名
8月	24日(金)	14:00	アイプラザ半田	災害廃棄物処理について 安全衛生法について
9月	7日(金)	14:00	豊川商工会議所	災害廃棄物処理について 安全衛生法について
10月	19日(金)	15:00	TKP ガーデンシティ 栄駅前	「優れた経営を実現するツキのある 経営者とは」
11月	16日(金)	15:30	組合事務所	中小企業の事業承継

既に、ご案内済でございますが、まだまだお席に余裕がございます。

組合員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ですがご参加いただきますようお願い申し上げます。

申込用紙がお手元にないようであれば、組合事務局へお申し出下さい。

環境保全関係功労者表彰

～ 受賞おめでとうございます ～

新美 三良 理事 (有)三洋サービス

近藤 千雅 理事 (中部保全株)

((一社) 愛知県産業廃棄物協会 常務理事)

環境衛生事業の推進に尽力し、地域の環境保全に貢献した功績が認められ、平成30年6月5日(火)愛知県庁本庁舎において大村知事から表彰されました。





7月30日「公明党愛知県本部 団体懇談会」



【公明党参加者】

- | | | | |
|----------|---------|----------|--------|
| ●参議院議員 | 魚住 裕一郎様 | ●衆議院議員 | 伊藤 涉 様 |
| ●参議院議員 | 新妻 秀規 様 | ●参議院議員 | 里美 隆治様 |
| ●党青年局次長 | 安江 伸夫 様 | ●愛知県議会議員 | 岡 明彦様 |
| ●名古屋市会議員 | 中村 満 様 | ●名古屋市会議員 | 福田 誠治様 |

【愛衛協参加者】

- | | |
|-------|-------|
| ●理事長 | 永田 喜裕 |
| ●副理事長 | 樋口 隆 |
| ●副理事長 | 山下 正裕 |
| ●事務局長 | 伊藤 勝至 |



愛衛協からの要望

(平成 30 年 7 月 30 日)

《要望内容》

1. 一般廃棄物の適正処理を確実なものとするため、一般廃棄物処理委託・許可制度の適正な運用の徹底を図られたい
2. 合特法に基づく合理化事業計画策定の促進及び同法の趣旨に基づく代替業務提供を随意契約で行うように図られたい
3. 廃棄物処理法及び関連法規に従って、廃棄物の適正処理が行われるよう制度の適切な運用を図られたい
 - (1) 容器包装プラスチックベール品質基準に指定収集袋等混入を可とすること
 - (2) 建物解体時及び引越時における残置物、遺留品整理等の一般廃棄物処理は市町村、委託業者、許可業者に委ねること
 - (3) ディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥は一般廃棄物として適正処理を図ること
4. 全県域汚水適正処理構想の目標実現に向け各種施策の推進を図ること
 - (1) 単独浄化槽から合併浄化槽への転換のための助成制度の拡充を図ること
 - (2) 浄化槽整備区域の拡大に対する財政的措置の拡充強化
 - (3) 平常時から学校、公民館へ浄化槽を設置し災害時に備えること
 - (4) 構想の推進に当たり、広域化・共同化計画を速やかに策定すること

上記、要望を予めお渡ししていたところ関係省庁（環境省・文部科学省・国土交通省・総務省）からの回答を頂戴いたしました。

回答の必要な方は事務局までご連絡を下さい。
写しをお渡し致します。

2019年4月1日から「働き方」が変わります！！

✚ 2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます

【ポイント1】

時間外労働の上限規制の導入【施行：2019年（中小企業2020年）4月1日～】

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

【ポイント2】

年次有給休暇の確実な取得【施行：2019年4月1日～】

使用者は、10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

【ポイント3】

正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止

【施行：2020年（中小企業2021年）4月1日～】

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法の詳細は厚生労働省 HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT 値※も参考に

外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控え

からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

こまめな水分を補給をする

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
 - 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

◆ 訃報 ◆

当組合理事の**新美三良様**ご尊父、当組合元理事 **新美 實様**が平成30年7月24日、享年87歳で永眠されました。心よりご冥福をお祈りいたします。

なお、葬儀につきましては、近親者にて執り行われましたこと、及び、ご供花ご供物ご香典の儀は、ご辞退の旨お申し出がございましたので申し添えます。

事務局からのお知らせ

☆企業情報の提出のお願い

5月24日付けでご依頼しております貴社情報が半数の回答がいただけておりません。

お手数をお掛け致しますが、**早急に**提出をお願い致します。

尚、記入用紙がお手元にないようであれば、組合事務局へお申し出下さい。

☆組合事務所の夏季休業

8月13日(月)から8月16日(木)までお休みを頂きます。

ご不便をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

貸し切りバスによる

(株)クボタ滋賀工場見学 参加者募集中！！

9月20日(木) 9:40 集合・17:00 名古屋駅到着予定

☆参加募集人数：20名

☆参加費：昼食代のみ自己負担願います

☆集合場所：名古屋駅新幹線改札 銀の時計

☆申込〆切日：8月20日(月)

☆申込方法：組合宛 申込書を FAX

愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-3-26 (昭和ビル 5F)

TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693